

2025（令和7）年度事業計画

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

I 基本的な考え方

1 現代社会における「動物の力」の重要性と必要性

近年、日本社会は、近代化による目覚ましい発展を遂げた。しかしながら、生活様式の変化や核家族化の進展は、人と人とのつながりの希薄化、不寛容な人間関係、死生観の観念化をもたらすとともに、思いやりの大切さ、命の尊さの欠如、利潤優先の拝金主義的な考え方や行動の蔓延、地域コミュニティの崩壊などといった構造的でかつ劇的な改善が考えにくい根深い問題を発生させている。

このような中で、最近、ペットなどの動物が持つ有形・無形の効用が着目されている。人と人とのつながりが希薄化しつつある中で、人に代わってペットが、様々なつながりを取り戻すための「かすがい」になるとともに、命の尊さや命を扱うことの義務と責任の大切さ、人が持つべき優しい心のあり方を教えてくれるなど、その効用には計り知れないものがあり、人だけではなしえないことを果たしてくれている。

このように、現代社会におけるペットの重要性と必要性は日増しに高くなっており、「時間」と「空間」と「心」の隙間を埋めてくれる存在としての、まさに「家族の一員」のような地位を占めるようになってきていると言える。また、換言すれば、ペットは、単なる「飼い主の所有物」を超えて、人と動物とが共生する豊かな社会を構成する重要な要素の一つとしての公共財的な地位を獲得してきており、現代社会のありようを作り替えていくポテンシャルをもった社会的存在として捉えられるといっても過言ではないと考えられる。

2 本協会の目的

本協会の目的である動物愛護と適正飼養の普及啓発とは、動物に対する考え方（哲学や倫理を含む）の多様性やペット等との適切な暮らし方（飼い方を含む）を多くの人に理解・習得してもらうことを通じて、最終的には、前述した「人の暮らしと社会を豊かにすることができる動物の力」に関する社会的認識の高まりと浸透を図りながら、「人と動物との共存の適切なあり方」を、誰もが共感できる社会の行動原理や習わしとなるように広めていくことに他ならない。

3 目的の達成のために実施すべき活動の考え方

このためには、愛玩動物飼養管理士などの育成支援や活動の協働を通して、指導者になり得る人材の確保と養成のより一層の推進を図る必要がある。また、その力の結集と協働

を図りながら、「動物が人や社会にもたらす多様な効用と人と動物との共存の適切なあり方」が社会的に広く認知・定着されるようにするための活動の率先垂範と普及推進を、全国各地において着実に実施していく必要がある。

4 活動の成果の多義性

なお、このことは、これからの時代における動物愛護団体の活動のひとつのあるべき姿（いわゆるロールモデル）を示すことにもつながるとともに、ペットがより身近に存在するライフスタイルの形成と多様な価値観が併存する寛容な社会の到来にもつながっていくものである。

II 重点事項

2025（令和7）年度は、次の事項を重点課題として取り組むこととする。

1 動物愛護及び適正飼養の普及啓発を行う指導者等の養成の推進

「愛玩動物飼養管理士」の養成事業は社会的にも高く評価され、また、国及び地方公共団体における動物愛護管理施策の実施、全国各地の動物専門学校のカリキュラム、ペット関連企業の社員教育等にあたっても重要な役割を果たしていること等を踏まえ、引き続き愛玩動物飼養管理士教育事業の教育内容の充実や広報活動を行う。

また、愛玩動物飼養管理士の養成事業を補完するために、「ペットオーナー検定」、「ペット共生住宅管理士」及び「愛犬・愛猫スペシャリスト」「マナーハンドブック」「暮らしの教科書」などの教育手段を活用しながら、動物愛護及び適正飼養に関する知識等を習得した賢明な飼い主を一人でも多く増やすための取り組みを、総合的かつ体系的に行う。

2 多様な手段を活用した動物愛護及び適正飼養の普及

できる限り多くの人達に対して動物愛護及び適正飼養の普及啓発を行うことができるように、多様な媒体と機会を活用する。具体的には、愛玩動物飼養管理士などの通信教育に加えて、セミナーやシンポジウムの開催、インターネットを介した動画や情報の配信、図書館やイベント等の機会を活用したパンフレットの配布、大学等の教育機関における寄附講座の開設、などを行う。

3 人と動物とが共存する社会基盤づくりの推進

人と動物との良好な関係の構築は、犬のしつけや飼い主のマナーのみによる対応では十分な効果を挙げられない場合もある。適正飼養の普及啓発（ソフト：知識）とペット関係の社会基盤施設の整備（ハード：インフラ）が、あたかも車の両輪のように併行して進められてこそ、本当の意味での人と動物とが共存できる社会の実現ができるものであるとの

認識のもと、人と動物とが共存できる社会基盤づくりに関する知見や事例のとりまとめ、それらの知見の普及啓発や調査研究の支援を行う。また、愛玩動物飼養管理士などの力の結集と協働を図りながら、「動物が人や社会にもたらす多様な効用と人と動物との共存の適切なあり方」が社会的に広く認知・定着されるようにするため、子供や高齢者等を対象にした普及啓発活動の率先垂範と普及推進のあり方の検討に着手する。

4 動物愛護及び適正飼養の普及啓発を効果的・効率的に実施可能な組織体制の強化

動物愛護及び適正飼養の普及啓発の効果的・効率的な実施に向けて、関連事業を安定的かつ持続的に実施できる組織体制とするため、人材の養成・確保及び財政基盤の強化を引き続き行う。また、各都道府県の愛玩動物協会（認定連携団体）を含む全国各地の関連団体等との連携・協力体制の拡充を図っていく。

III 事業内容

1 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発事業

(1) 国及び地方自治体の事業への協力

国等が行う動物愛護管理行政の推進にあたって、民間ならではの視点を入れながら、普及啓発に関する国及び地方自治体の施策に協力する。

- ①環境省等の関係行政機関が主催する動物愛護週間行事に協力する。
- ②環境省等の関係行政機関が作成したパンフレットやポスター等の配布協力や増刷を行う。
- ③関係地方自治体の動物愛護管理センターや保健所等が行う普及啓発事業に協力する。
- ④環境省及び関係地方自治体が行う災害時の同行避難等の普及啓発事業に協力する。
- ⑤関係地方自治体の動物愛護管理センター等を支援するため、機関誌、パンフレット、教材動画に加えて、動物愛護管理の関連物資等の無償提供を実施する。
- ⑥関係地方自治体が設置する動物愛護推進協議会への協力を行う。

(2) 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発を行う指導者の養成と教育

全国各地における動物愛護及び適正飼養の普及啓発活動のより一層の推進を図るために、指導者等の養成と教育を行う。

- ①二級愛玩動物飼養管理士及び一級愛玩動物飼養管理士の養成事業と、それを補完するペットオーナー検定、ペット共生住宅管理士、愛犬・愛猫スペシャリスト等の教育事業を、着実に実施する。また、インターネットを含めて多様な媒体を活用した適時的確な広報活動を行う。
- ②愛玩動物飼養管理士、ペットオーナー検定、ペット共生住宅管理士、愛犬・愛猫飼育スペシャリスト、犬と猫との暮らしの教科書、ペットの適正飼養管理、ペット飼養相談実

例集等の教育教材の点検・改訂作業を行う。

- ③もう一度学ぼうプロジェクトなどを通じて、愛玩動物飼養管理士の資格取得者の生涯学習を推進する。
- ④オンライン方式で実施しているスクーリングを補完するための対面式のセミナーなどのあり方を検討する。
- ⑤動物愛護及び適正飼養に関する教育動画シリーズを、環境省及び関係地方自治体、関係動物専門学校に提供する。また、オンデマンド型授業用のアプリケーションを関係動物専門学校等の教育機関に貸与する。
- ⑥顕彰制度として創設した上級愛玩動物飼養管理士の着実な運用を図る。
- ⑦「全国愛玩動物飼養管理士の日（仮称）」を設定するなどして、各都道府県の愛玩動物協会（認定連携団体）や全国各地の愛玩動物飼養管理士の方々の個の力を結集した普及啓発活動を行うための検討を行う。
- ⑧人とペットとの暮らしを豊かなものにするため、全国ペットツーリズム推進協議会等の関係団体と協働して、適正なペットライフの推進を図る。

（３）調査研究及び情報の収集、提供

動物愛護及び適正飼養の普及啓発に関する調査研究の実施、文献資料や情報の収集を行う。また、動物愛護及び適正飼養の実態に関する定期的な調査の実施・公表のあり方について検討する。

（４）相談会、講習会及び展示会等の開催

各都道府県の愛玩動物協会（認定連携団体）と協働するなどして、相談会、セミナー及びシンポジウム等を実施する。

- ①イベント等の機会を活用してペット飼養相談会を開催する。
- ②電話、手紙、メールによりペット飼養に関する相談を受ける。
- ③動物愛護及び適正飼養に関するセミナーやシンポジウム、大学等における寄附講座を開催する。
- ④関係団体と協働して動物介在活動・動物介在教育を実施または支援する。
- ⑤一般公募方式によるペット写真コンクールを開催する。

（５）調査研究への助成及び適正飼養推進プロジェクトへの支援

大学・研究所等の調査研究活動への助成及び各種団体の動物愛護及び適正飼養の普及啓発活動への支援を行う。また、各都道府県の愛玩動物協会（認定連携団体）の動物愛護及び適正飼養の普及啓発活動への支援を行う。得られた成果については、報告会や本協会機関誌、ホームページ等を通じて公表する。

（６）広報誌等図書印刷物の刊行

動物愛護及び適正飼養に関する最新の知識や情報を広く社会に伝達する。

- ①機関誌『愛玩動物 with PETs』を隔月に発行・頒布する。また、広報の一環として、関係行政機関や図書館等への寄贈を行う。
- ②ホームページを活用して最新の知識や情報の配信を適時的確に行う。
- ③飼養相談事例集、マナーハンドブック、犬・猫の暮らしの教科書、〇×クイズ、災害時対策に関するパンフレット、犬種・猫種の一覧表について、必要に応じた作成・改訂・頒布を行う。

2. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

本協会事業の着実な推進を図るために、体制の整備、関係団体との連携、寄付金の募集を行う。

(1) 組織体制及び職員教育

- ①職員のスキルアップを図るために、日常業務及び研修制度等を活用した職員教育を行う。また、残業の縮減、有給休暇の適正取得を指導するとともに、福利厚生充実及び職場環境の整備を行う。
- ②個人情報の適切な管理、各種データベースシステムのセキュリティー対策を行う。
- ③事業の安定的かつ持続的な実施が担保できるように、財政基盤の強化と特定費用準備資金・資産取得資金制度を適切に運用する。

(2) 関係団体等との連携

- ①大規模災害の発生時には、現地の動物救護本部に協力して動物救援活動を行う。また、平時よりその基盤整備を図るための準備を進める。
- ②公益社団法人日本獣医師会などと協力して、マイクロチップ等による所有者明示措置を推進する。
- ③動物愛護及び適正飼養の普及啓発に関連した団体等との連携協力を行う。
- ④関係動物専門学校との協働関係の強化、カリキュラム編成等に対する助言・支援等のあり方の検討を行う。

(3) 動物愛護管理制度

愛玩動物飼養管理士の資格が、動物取扱責任者の選任要件や愛玩動物看護師の教育において引き続き活用されるように働きかけていく。また、ペットオーナー検定が、動物取扱業における事前説明制度において活用されるように働きかけていく。

(4) 愛玩動物飼養管理士養成事業の人材認定等事業における認定（環境教育等推進法）

愛玩動物飼養管理士養成事業の認定が引き続き維持されるように、その着実な運用を図る。

(5) 一般会員

入会金免除の優遇措置の継続や会員特典の充実等により、一般会員の増加を図る。

(6)その他

認可を受けている税額控除制度及び紺綬褒章制度の活用を図りながら、動物愛護及び適正飼養の推進事業を行うための寄附金の募集を行う。また、公益法人制度の改正への必要の対応を行う。